

令和6年度給与支払報告書の提出のお願い

岡崎市財務部市民税課

日頃から本市の税務行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

令和5年中に給与等を支払われた事業者のかたは、給与支払額の多少にかかわらず、退職したかたも含むすべての受給者（従業員）の給与支払報告書をご提出いただきますようお願いいたします。

給与支払報告書の記載をはじめ年末調整の方法については、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ（令和5年分）」をご覧ください。

国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/>

1 提出期限

令和6年1月31日（水）

可能であれば令和6年1月15日（月）までの提出にご協力をお願いします。

2 給与支払報告書の提出方法について

紙の給与支払報告書（個人別明細書）には岡崎市から送付した総括表を添付してください。送付されなかった場合は、別の様式の総括表（他市のもの等）で結構です。

また、eL TAXでの給与支払報告書の提出についてご協力をお願いいたします。

3 住民税（市民税・県民税）の特別徴収について

西三河8市町（岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町）は原則として全ての事業所に、特別徴収義務者の指定を実施しております。給与支払報告書に普通徴収切替理由を記載していないかたについては、全て特別徴収とさせていただきます。

普通徴収に該当するかたについては、次のとおりもれなく普通徴収切替理由（普A～F）を記載してください。

特別徴収についての詳細は、岡崎市ホームページをご覧ください。

岡崎市 特別徴収事務の手引き

検索

【紙の給与支払報告書の場合】

支払を受ける者	岡崎市十王町二丁目9番地
住所	岡崎市十王町二丁目9番地
氏名	岡崎 一郎
生年月日	012345678901
職業	オカザキ イチロウ
種別	給与
支払金額	8,000,000
給与控除額の合計額	6,100,000
源泉徴収税額	4,980,000
配偶者(特別)控除の額	380,000
控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)	1
控除対象扶養親族の属性	1 2 3
障害者(特別)控除の額	50,000
障害者(特別)控除の属性	1 2 3
社会保険料等の金額	120,000
社会保険料控除の額	50,000
住宅借入金等特別控除の額	56,000
切替理由	普D (1) 岡崎聡
前職	十王工業
支払金額	2,000,000円
社会保険	200,000円
源泉	9,000円

理由記号	普通徴収切替理由	人数
普A	受給者総人員(役員等を含む)が2名以下(普B～普Fの理由で普通徴収とする者を除く)の事業所の給与所得者	人
普B	他の事業所で特別徴収を実施する乙欄該当者	2人
普C	毎月の給与が少なく指定された税額を天引きできない者	人
普D	給与の支払が不定期な者(給与の支払のない月がある者)	3人
普E	個人事業主の専従者	人
普F	退職者・休職者又は5月末日までに退職予定・休職予定の者	3人
計		8人

摘要欄に切替理由を記載してください。

切替理由ごとに人数を記載してください。

裏面もご覧ください

【e L T A Xの場合】

給与支払報告書 - 給与所得の源泉徴収票 統一様式

作成区分 地方税・国税

地方税提出先 岡崎市岡崎市役所... 選択

内	社会保険料等の金額	円	生命保険料の控除額	円	地震保険料の控除額	円	住宅借入金等特別控除の額	円
---	-----------	---	-----------	---	-----------	---	--------------	---

(摘要) **普D**

摘要欄に切替理由を入力し、かつ普通徴収対象者欄にもチェックをしてください。

異動後の会社で年末調整を実施する場合	住所(居所)又は所在地	<input type="checkbox"/> 国外住居表示	給与支払者の氏名	年 月 日	普通徴収 <input checked="" type="checkbox"/>	青色専従者 <input type="checkbox"/>	条約免除 <input type="checkbox"/>
	氏名又は名称	給与等の金額	徴収した額	控除した社会保険料の金額			

4 住民税の特別徴収税額通知書の受け取り方法について

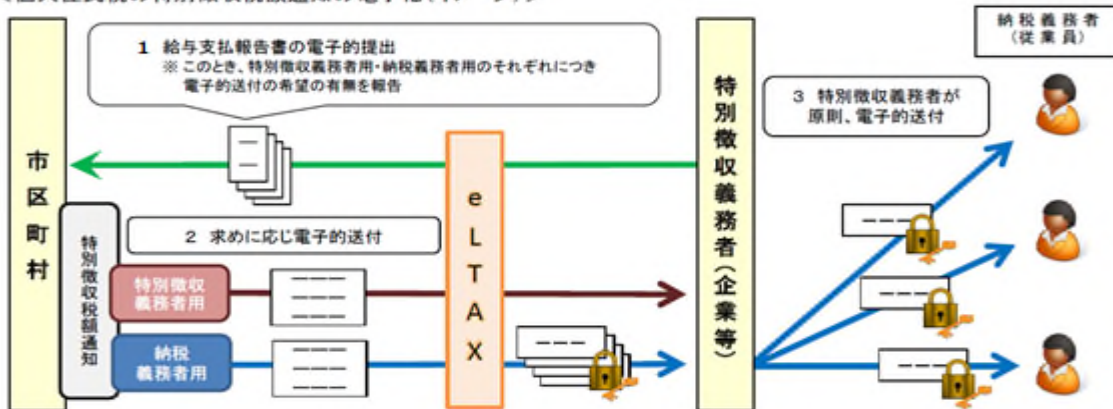
(1) 特別徴収税額通知書（納税義務者用）の電子化

令和6年度より、e L T A Xを経由して給与支払報告書を提出する特別徴収義務者（企業等）が申出をしたときは、従業員用の特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子データ（正本）を特別徴収義務者に送信します。詳しくは、e L T A Xのホームページをご覧ください。

e L T A Xホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>



<個人住民税の特別徴収税額通知の電子化(イメージ)>



(2) 特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）の副本の廃止

令和6年度より、紙の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）送付の際の電子データ（副本）送付が廃止となり、正本（電子又は紙）のみとなります。

廃止となる電子データ（副本）は、以下の2点です。

- ・光ディスク等により給与支払報告書を提出する特別徴収義務者へ提供していたデータ
- ・e L T A Xを経由して給与支払報告書を提出する特別徴収義務者へ提供していたデータ

※給与支払報告書が不足する場合や、ご不明な点等がございましたらお問合せください。

《問合せ先》〒444-8601

岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市財務部市民税課

電話番号 (0564) 23-6081 F A X 番号 (0564) 27-1159